

●香川県告示第501号

香川県管理港湾高松港において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第5項の規定に基づき告示する。

平成24年10月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

港湾施設の種類	名 称	位 置	能 力 ・ 数 量
荷さばき施設（荷さばき地）	朝日新町荷さばき地	高松市朝日新町1番3地先	面 積 24,024.35 (m ²)
外郭施設（護岸）	朝日地区埠頭護岸	高松市朝日新町1番3地先	延 長 80.00 (m)
			面 積 240.00 (m ²)